

尼崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、施行規則及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号。以下「実施指針」という。）において使用する用語の例による。

(事業内容)

第3条 総合事業における事業の構成は、次表のとおりとする。

第一号事業（法第115条の45第1項第1号に基づく事業）	
訪問型サービス（第一号訪問事業）	
	専門型訪問サービス（施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防訪問介護に相当するサービス）
	共生型専門型訪問サービス（指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が行う専門型訪問サービス）
	標準型訪問サービス（実施指針第2の4（1）に規定する主に雇用されている労働者により提供される旧介護予防訪問介護に係る基準よりも緩和した基準によるサービス（訪問型サービスA））
	共生型標準型訪問サービス（指定居宅介護事業者及び重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が行う標準型訪問サービス）
	訪問型支え合い活動（実施指針第2の4（1）に規定する有償・無償のボランティア等により提供される、住民主体による支援（訪問型サービスB））
通所型サービス（第一号通所事業）	
	介護予防型通所サービス（施行規則第140条の63の6第1号イに規定する旧介護予防通所介護に相当するサービス）
	共生型介護予防型通所サービス（指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定自立訓練（生活訓練）

事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。以下同じ。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。）に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。以下同じ。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を提供する事業者を除く。以下同じ。）が行う介護予防型通所サービス）
その他の生活支援サービス（第一号生活支援事業）
介護予防ケアマネジメント（第一号介護予防支援事業）
一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に基づく事業）
介護予防把握事業
介護予防普及啓発事業
地域介護予防活動支援事業
一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業

（第一号事業の対象者）

第4条 第一号事業の対象者は、施行規則第140条の62の4の規定に基づき次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 第1号被保険者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1（以下「基本チェックリスト」という。）の記入内容が同基準様式第2号に掲げるいずれかの基準に該当した者（以下「事業対象者」という。）
- 2 前項に定める第一号事業の対象者に該当するための手続きを行おうとする被保険者は、法第19条に規定する市の認定を受けなければならない。
- 3 法第19条に規定する市の認定を受けることができない特別の事情があると認められる場合は、前項に規定する手続きを経ずして基本チェックリストを実施することができる。

（事業対象者の有効期間）

第5条 事業対象者の有効期間は、次の各号に掲げる期間を合算して得た期間とする。

- (1) 事業対象者として効力を生じた日（基本チェックリストを実施した日にさかのぼって、事業対象者としての効力を生じる。以下同じ。）から当該日が属する月の末日までの期間
- (2) 1年間
- 2 事業対象者として効力を生じた日が月の初日である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項第2号の期間を事業対象者の有効期間とする。

- 3 事業対象者となった第1号被保険者が、有効期間の満了後においても事業対象者の状態に該当すると見込まれるときは、基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当する場合は、1回に限り、その期間を延長することができる。

(第一号事業支給費の支給)

第6条 市長は、居宅要支援被保険者及び事業対象者（以下「居宅要支援被保険者等」という。）が、指定事業者が提供する第一号訪問事業のうち専門型訪問サービス（共生型専門型訪問サービスを含む。以下同じ。）及び標準型訪問サービス（共生型標準型訪問サービスを含む。以下同じ。）並びに第一号通所事業（以下「指定第一号事業」という。）を受ける場合、当該居宅要支援被保険者等が第一号介護予防支援事業を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該指定第一号事業が当該第一号介護予防支援事業に係る介護予防サービス計画又は施行規則第140条の62の5第1項第1号に規定する第一号介護予防支援事業による支援により居宅要支援被保険者等ごとに作成される計画の対象となっているときに指定第一号事業に係る第一号事業支給費（以下「指定第一号事業支給費」という。）を支給する。

- 2 法第115条の45の3第2項の規定による第一号事業支給費の額は、次に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 指定第一号事業 第3項及び第4項の規定により算定した費用の額の100分の90（介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第29条の2第1項の規定による所得の額が同条第2項に規定する額以上の居宅要支援被保険者等にあつては、100分の80とし、同条第4項の規定による所得の額が同条第5項に規定する額以上の居宅要支援被保険者等にあつては、100分の70）に相当する額

- (2) 第一号介護予防支援事業 第3項及び第4項の規定により算定した費用の額の100分の100に相当する額

- (3) 訪問型支え合い活動 市長が別に定める額

- 3 前項第1号及び第2号に係る第一号事業支給費について、施行規則第140条の63の2第1項第1号イ及びロ又は施行規則第140条の63の2第1項第3号イの規定により市長が定める第一号事業に要する費用の額は、別表第1に掲げる1単位の単価に市長が別に定める単位数を乗じて算定するものとする。

- 4 前項の規定により算定した場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額は切り捨てて計算するものとする。

(第一号事業支給費の額の特例)

第7条 市長は、指定第一号事業の利用者が、災害その他特別な事情があることにより第9条第1項に規定する利用料を負担することが困難であると認めるときは、居宅要支援被保険者等の申請により、指定第一号事業支給費の額の特例を決定することができる。

- 2 指定第一号事業支給費の額の特例に関する基準及び手続きは、市長が別に定める「尼崎市介護保険居宅介護サービス費等の額の特例に関する取扱要綱」の規定を準用する。

- 3 法第60条に規定する介護予防サービス費等の額の特例を受けている居宅要支援被保険者等は、指定第一号事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(第一号事業支給費の支給限度額)

第8条 居宅要支援被保険者が総合事業を利用する場合の支給限度額は、要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算定した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、総合事業及び予防給付の限度額を一体的に算定するものとする。

- 2 事業対象者の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額に相当する額とする。

- 3 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつて

は、前2項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

- 4 法第59条の2第2項に規定する同条第1項に規定する政令で定める額を超える政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等にあつては、第1項及び第2項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。
- 5 支給限度額の算入対象となるサービスは、指定第一号事業とする。

(利用料等)

第9条 指定第一号事業の利用者は、当該サービスに係るサービス費から第6条第2項の規定により支給される指定第一号事業支給費の額を控除した額を利用料として、当該サービスを提供した指定事業者に直接支払うものとする。

- 2 総合事業の実施に伴い、食費、原材料費等の実費が生じたときは、当該実費は利用者の負担とし、利用者が総合事業を実施する機関に直接支払うものとする。
- 3 指定第一号事業の指定事業者は、指定第一号事業及びその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払をした居宅要支援被保険者等に対し、当該指定第一号事業について居宅要支援被保険者等から支払を受けた費用の額のうち、第6条第2項第1号に指定する額を第6条第3項及び第4項で定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定第一号事業に要した費用の額を超えるときは、現に当該指定第一号事業に要した費用の額とする。）、食事の提供に要した費用の額及びその他の費用の額を区分して記載するとともに、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付しなければならない。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第10条 市長は、指定第一号事業の利用に係る利用者負担額が著しく高額であるときは、当該被保険者に対し、法第61条に規定する高額介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。

- 2 前項の規定による事業費の支給にあつては、法第61条、政令第29条の2の2及び附則第22条に定める規定を準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防サービス」とあるのは「指定第一号事業」と、「介護予防サービス費」とあるのは「指定第一号事業支給費」と、「高額介護予防サービス費」とあるのは「高額介護予防サービス費相当事業費」と読み替えるものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第11条 市長は、指定第一号事業の利用に係る利用者負担額その他の医療保険各法に係る利用者負担額等の合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業費を支給することができる。

- 2 前項の規定による事業費の支給にあつては、法第61条の2及び政令第29条の3に定める規定を準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防サービス」とあるのは「指定第一号事業」と、「介護予防サービス費」とあるのは「指定第一号事業支給費」と、「高額医療合算介護予防サービス費」とあるのは「高額医療合算介護予防サービス費相当事業費」と読み替えるものとする。

(第一号事業支給費の審査及び支払)

第12条 市長は、指定第一号事業支給費（但し、共生型専門型訪問サービス、共生型標準型訪問サービス及び共生型介護予防型通所サービスに係るものを除く。）及び第一号介護予防支援事業費に係る審査及び支払に関する事務を、法第115条の45の3第6項の規定により兵庫県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(指定事業者の指定)

第13条 法第115条の45の3第1項の指定（以下「指定」という。）の申請は、指定第一号

事業を行う者が、法第115条の45の5第1項の規定に基づき申請書及び必要に応じて定める添付書類を、市長に提出することにより行わなければならない。なお、指定の申請に関し必要な事項は市長が別に定める。

- 2 市長は、第1項の指定の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定をしないこととする。
 - (1) 申請者が、法人でないとき。
 - (2) 申請者が、第15条に規定する基準等に従って適正な指定第一号事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - (3) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (4) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - (5) 申請者が、法第71条第2項第5号の3に規定する保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
 - (6) 申請者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - (7) 申請者と密接な関係を有する者が、法第115条の45の9の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
 - (8) 申請者が、法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第16条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (9) 申請者が、法第115条の45の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第115条の45の9の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として市長が当該申請者に当該検査が行われた日(以下この号において「検査日」という。)から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第16条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (10) 前号に規定する期間内に第16条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - (11) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - (12) 申請者の役員等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者、第3号から第6号まで又は第9号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
 - (13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員及び尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団員等」という。)であるとき。
- 3 市長は、第1項の規定による指定の申請を受けたときは、法第115条の45の5第2項の規定に基づきその内容を審査し、指定の可否を決定し、同項の申請をした者に通知するものと

する。

(指定の更新)

第14条 指定事業者の指定は6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

- 2 法第115条の45の6第1項の規定に基づき指定事業者の指定の更新を受けようとする者は、施行規則第140条の63の5第1項第1号から第3号まで及び第12号から第14号までに掲げる事項を記載した申請書又は書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による指定の更新の申請を受けたときは、法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の5第2項の規定に基づきその内容を審査し、指定の更新の可否を決定し、同項の申請をした者に通知するものとする。

(指定事業者の基準)

第15条 指定事業者は、市長が別に定める基準に従い事業を行わなければならない。

(変更の届出等)

第16条 指定事業者の指定の申請事項(施行規則第140条の63の5第1項第1号、第2号、第4号(当該指定事業者の指定に係る事業に関するものに限る。)、第5号、第7号及び第8号に掲げる事項)に変更があったとき、又は休止した指定第一号事業を再開したときは、別に市長が定めるところにより、10日以内に、その旨を届け出なければならない。

- 2 指定事業者は、指定第一号事業を廃止し、又は休止しようとするときは、別に市長が定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業者情報の提供)

第17条 市長は、第13条、第14条及び第16条の規定による申請又は届出を受けたときは、指定事業者に関する情報のうち、次に掲げる事項を都道府県、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会その他の機関に対して提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地並びにその管理者に関する情報
- (2) 当該事業者の名称及び主たる事務所の所在地及び電話番号並びにその代表者の氏名及び職名
- (3) 指定(更新又は変更を含む。)、廃止、休止又は再開の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) サービスの種類
- (6) 介護保険事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

- 2 市長は、前項の情報の提供に関する業務の全部又は一部を他の機関に委託することができる。

(公示)

第18条 市長は、第13条第3項の指定をしたとき、第16条第2項に規定する事業の廃止の届出があったとき、又は法第115条の45の9の規定により第13条第3項の指定を取り消し又は指定の全部もしくは一部の効力を停止した場合には、次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定専門型訪問サービス事業者、指定介護予防型通所サービス事業者又は指定標準型訪問サービス事業者の名称及び所在地
- (2) 当該指定に係る事業所の名称、所在地

- (3) 指定又は指定の取り消し、廃止の年月日
- (4) 指定の全部又は一部の効力を停止した場合にあっては、その内容及びその期間
- (5) サービスの種類

(事業の委託)

第19条 市長は、第一号介護予防支援事業を法第115条の47第4項の規定に適合する者に委託することができる。

(文書の提出等)

第20条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費の支給に係る第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(暴力団員等の排除)

第21条 第3条に掲げる事業を行う者及び当該事業を行う管理者は、暴力団員等であってはならない。

2 第3条に掲げる事業を行う者及び当該事業を行う管理者は、その運営について、暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団員等の支配を受けてはならない。

(尼崎市公共調達基本条例の遵守)

第22条 総合事業の実施にあたり、指定事業者は、尼崎市公共調達基本条例（平成28年尼崎市条例第54号）に定める責務を遵守するものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。

(指定事業者の指定に係る経過措置)

2 第14条第1項の規定にかかわらず、本要綱施行日の前日において、法第8条第2項に規定する指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定及び旧介護保険法第8条の2第2項に規定する指定介護予防訪問介護事業者（改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労令第35号）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、指定訪問介護の事業と旧指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている事業者が、平成30年3月31日までに第13条及び第14条に定める第一号訪問事業の指定の申請若しくは指定の更新の申請を行った場合、当該指定の有効期間は当該指定訪問介護事業者の指定の有効期限終了日までとする。

3 第14条第1項の規定にかかわらず、本要綱施行日の前日において、法第8条第7項に規定する指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定及び旧介護保険法第8条の2第7項に規定する指定介護予防通所介護事業者（改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚労令第35号）第97条第1

項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、指定通所介護の事業と旧指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている事業者が、平成30年3月31日までに第13条及び第14条に定める第一号通所事業の指定の申請若しくは指定の更新の申請における当該指定の有効期間を当該指定通所介護事業者指定の有効期限終了日までとする。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

別表第1

サービス種類		1単位の単価
訪問型サービス	専門型訪問サービス	厚生労働大臣が定める1単位の単価（平成12年厚生省告示第22号。以下「単位告示」という。）の規定により10円に尼崎市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
	標準型訪問サービス	単位告示の規定により10円に尼崎市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービス	介護予防型通所サービス	単位告示の規定により10円に尼崎市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。
介護予防ケアマネジメント		単位告示の規定により10円に尼崎市の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額とする。